資料１

いわゆる「ごみ屋敷対策条例」に基づく施策（案）

＜ごみ屋敷の程度＞
＊条例第２条

- 条例でいうごみ屋敷には相当せず＜軽度＞
- ごみの堆積がある程度見られ、「管理不全な状態」となるおそれのある状態＜中度＞
- 「管理不全な状態」。物品が堆積し、又は散乱した状態であって、建物等の居住者及び地域住民の生活環境が著しく損なわれている状態＜重度＞

＜調査等＞
＊条例第６条

＜医師及び精神保健福祉士の任用＞
ごみが著しく堆積した状態は、居住者に何らかの問題が発生しているサインと考え、医師や精神保健福祉士による調査と対応の助言をもらう。区の非常勤職員として任用する。
○　居住者の心身の状況を把握・判断するため、職員と同行訪問を行う。また、居住者へのアプローチの方法等について助言を行うとともに医療につなげる等の対策を行う。
○　職員向けの対応研修

＜審査会での判断＞
＊条例第８条

＜職員：ごみ屋敷としての一次判断＞　＜審査会においてごみ屋敷と判断＞　＜←←指　導→→＞　＜←←勧　告→→＞

＜居住者への支援＞
＊条例第１２条第１項

＜地域住民への支援＞
＊条例第１２条第２項

＜支援策１＞居住者への情報提供
○　内　容：清掃業者、ふれあいサービスなどの有償ボランティアなどの情報をわかりやすくまとめたリーフレット等を活用し、居住者等へ提供する

＜支援策２＞消耗品の提供
○　内　容：「世田谷区生活環境保全審査会」において、建物等が管理不全な状態、又はその恐れがある状態にあると判断された居住者のうち、片付けに必要な消耗品等を自ら用意できない居住者及び支援を行う地域住民等に対し、ごみ袋、軍手などごみを片付ける際に必要な物品を提供する。

＜支援策３＞消毒等
○　内　容：地域住民に対し、「ごみ屋敷」を片付けた後に、ねずみ等の害虫が隣家等へ移動しないための消毒や駆除等に必要な消耗品の支給を行う。

＜その他の支援策＞ごみ解決のために利用できるサービス等
○　内　容：介護保険による訪問介護、介護予防事業による生活支援サービス、高齢者・障害者を対象としたごみの訪問収集、社会福祉協議会との連携　　など

＜必要な措置＞
＊条例第１０条
及び第１１条

＜代行措置＞
○　内　容：「勧告」を行っても改善に結びつかない場合や、やむを得ない事情がある場合。居住者等に代わって、区が片付け等を実施する。費用は、居住者負担となる。
＊費用免除規定を設ける予定。

＜緊急措置＞
○　内　容：地域住民の生活環境への悪影響を看過することができないとき。区が腐敗物の除去や、崩落のおそれのある物品の整理整頓等を行う。居住者に費用負担は発生しない。

＜審査会の設置＞
＊条例第１３条

「世田谷区生活環境保全審査会」（年６回程度開催）
＊区長の附属機関として、①管理不全な状態の判断　②指導、勧告、必要な措置に対する諮問・答申
＊学識経験者（保健医療福祉、法律）、弁護士、医師（精神科）、民生委員、社会福祉士など７名以内で構成

＜関係機関との連携＞
＊条例第５条

「（仮称）世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する全区連絡会」（年１～２回開催）
＊いわゆる「ごみ屋敷」対策に関し、区全体で取り組むための連携会議
＊専門分野の学識経験者、社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員、あんしんすこやかセンター、ＮＰＯ等の活動団体、警察、消防等